

滞在地（避難先）市町村における不在者投票



岩手県知事選挙
岩手県議会議員選挙は
平成23年9月11日
が**投票日**です。

「東日本大震災の被災等により、住民票のある（避難元の）市町村から他の市区町村へ避難されている方※」は、**滞在地（避難先）の市区町村の選挙管理委員会**で不在者投票ができます。

※滞在地（避難先）に住民票を移動されている方の、投票については、転居前あるいは転居後の市町村選挙管理委員会までお問い合わせください。

【不在者投票のできる期間】

○ 不在者投票のできる期間

【県知事選挙】

8月26日（金）から9月10日（土）まで

【県議会議員選挙】

9月3日（土）から9月10日（土）まで

○ 不在者投票のできる時間

1 岩手県内の市町村

平日・休日を問わず

午前8時30分から午後8時まで

2 岩手県外の市区町村

投票する市区町村の執務時間

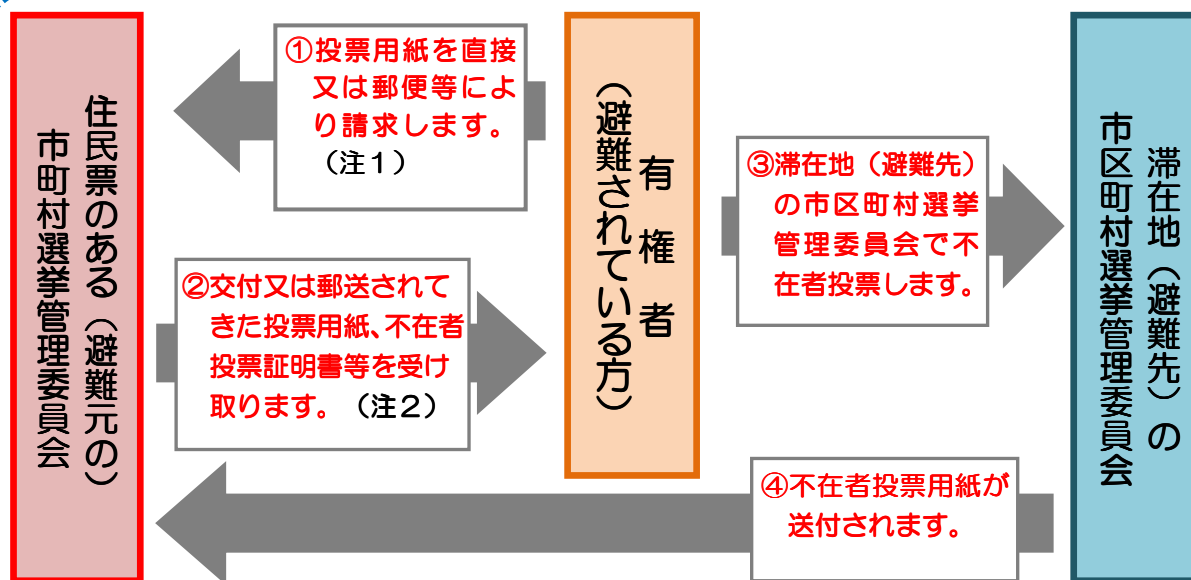
○ 不在者投票のできる場所

滞在地（避難先）市区町村役場にご確認ください。

【滞在地（避難先）の市区町村で投票する場合のお願い】

滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会から、住民票のある市町村選挙管理委員会へ、投票済の投票用紙が投票日までに送付される必要がありますので、期間に余裕をもって投票してください。

【不在者投票の手続き】



注1）投票用紙の請求は、裏面の請求書兼宣誓書に記載し、住民票のある市町村の選挙管理委員会に直接持参又は郵便等で請求してください。なお、この請求は、不在者投票のできる期間よりも前に請求することができます。また、請求書兼宣誓書は、岩手県選挙管理委員会のホームページ（<http://www.pref.iwate.jp> → 各種委員会→選挙管理委員会→お知らせ）からダウンロードすることもできます。

注2）投票用紙等が届きましたら、不在者投票証明書の入った封筒は、絶対に開封しないで不在者投票のできる場所にご持参ください。開封すると投票できなくなります。

※ 詳しくは、岩手県選挙管理委員会（電話 019-629-5238）、避難前にお住まいの市町村又は最寄りの市区町村の選挙管理委員会までお問い合わせください。

